

基本計画（案）

第2次佐渡市将来ビジョン

第2章 安心して暮らせる社会

【基本構想】第1節 医療・介護・福祉と子育て・教育の環境整

【基本計画】第1項 健康づくりの推進

◆現状と課題

少子高齢化の進行による地域コミュニティの弱体化や生活習慣病の増加、また、年々多様化・複雑化する健康問題は、個人の努力だけでは解決できないことが多くなっています。本市では、病気を減らし元気を増やす健康づくりを推進し、「自分が元気に、家族や仲間が元気に、地域が元気に！」を合言葉に、元気の循環による活気あふれる地域づくりを目指しています。「健幸さど21」計画の健康づくりを実践する「しまびと元気応援団」による、健康で安心して暮らせるよう、地域の絆、地域の良さ、愛着を持ち、特性を生かした人づくり、健康づくりを市民とともに推進していきます。

健康寿命延伸のためには、**作成中** 健診の受診率の向上に努めます。

本市における第1号被保険者に占める要介護の認定率は、今後も上昇することが見込まれています。また、高齢者は、複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するフレイル状態になりやすいなど、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しています。高齢者一人ひとりに対して、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から支援を行います。また、潜在的なフレイル予備群へのアプローチも積極的に進める必要があります。

また、本市における近年の自殺死亡者数は、平成29年で10人、平成20年から平成29年の平均でみると17.7となっています。自殺死亡率は、過去10年の平均でみると国・県と比較して高い傾向にあります。平成30年度に策定した佐渡市自殺対策計画に基づき、関係機関や団体と連携を図りながら、自殺予防の取組を推進していく必要があります。

◆施策の方針

元気な地域づくりのため、一人ひとりの市民が健やかに自分らしく日々の生活を送れるよう、子どもから大人まで各世代に応じた健康への意識づけを行い、健康寿命延伸に向け市民協働による健康づくりの活動を推進します。

日本の平均寿命は年々伸び続けており、間もなく到来する「人生100年時代」を見据え、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせる社会を実現することが求められています。そのために、高齢者一人ひとりに対して、きめ細やかな保健事業と介護予防を一体的に実施します。

また、新たに策定した佐渡市自殺対策計画に基づき、自殺者の減少に向けた地域や関係機関とのネットワークづくりなどの自殺予防の取組を総合的に推進し、市民のこころと体の健康の増進を図ります。

◆施策の柱

(1) 健康寿命の延伸に向けた健康づくり

① 一生涯に渡る健康づくりの推進

- ・健幸さど21計画に基づく「しまびと元気応援団」による市民協働の健康づくりの推進
- ・シルバー世代の働き場や地域の「茶の間」などによるいきがづくり

② こころの健康サポートの推進

- ・生活習慣病の重症化を予防する健康づくり（健診率向上への取組み）

(2) 介護予防と一体となった健康づくり

① 通いの場における健康相談の実施

- ・健康課題への対応等が可能な通いの場の設置による、健康相談や受診勧奨などの取組を実施

② 個人へのインセンティブ措置（ポイント制度）による健康づくり

- ・個人へのインセンティブ制度の充実による健康づくりと介護予防の一体的推進

③ リハビリテーションの理念を踏まえた介護予防の推進（認知症予防、フレイル予防）

- ・リハビリ専門職を活用したリハビリテーション支援事業の推進
- ・「さどんどん（太鼓教室）」、「読み書き計算しゃきっと教室」等の認知症予防の充実
- ・高齢者の食支援事業をはじめとしたフレイル予防の推進

◆目標

項目	現状 (R1)	目標 (R7)
しまびと元気応援団グループ数	31	35
自殺死亡者数平均（5年平均の比較）	16人	11人以下

を含めた就労機会の整備を推進

⑤ 複合的な課題を抱える世帯への支援

- ・生活困窮世帯や経済的問題だけでない複合的な課題を抱える世帯を支援するため、関係機関との連携や地域で支える仕組みづくりを推進

◆目標		
項目	現状 (R1)	目標 (R7)
(ひまわりネット)		
ワンストップ相談窓口設置数	0	4
支え合いの拠点	0	4

作成中

第2章 安心して暮らせる社会

【基本構想】第1節 医療・介護・福祉と子育て・教育の環境整

【基本計画】第3項 ライフステージに応じた切れ目のない支援

◆現状と課題

本市では、地域の実情に応じた質の高い教育・保育が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきましたが、出生数の減少、若年層の人口減少、高齢化率の上昇は続いています。

幼児教育・保育の無償化や働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化する中で、子育てしやすい社会を実現するため、子どもと子育て家庭の視点にたった子育て支援が重要です。

また、若者が地域を支える担い手として働き、安心して幸せな生活が送るため、それぞれの特性に応じた支援が重要です。

作成中

◆施策の方針

本市に住む一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現と、子ども・子育て家族が幸せに生き続けることができるよう、地域全体で支援することを目指し、地域協力のもと、計画的に推進していきます。

また、若者が意欲を持ち働き続けられる支援体制の構築を図ります。

◆施策の柱

妊娠・出産から社会への巣立ちまでの一貫したサポート

(1) 子どもの成長のための環境整備

① 教育・保育の確保と質の向上

- ・認定こども園の新園舎建設
- ・子どもの成長に沿った研修への参加と公開保育の実施
- ・療育支援教室の事業実施時間の拡大
- ・学習支援の手法（個別・集団等）を検討及び、個々にあった支援策の実施
- ・子ども若者サポートセンターとあすなろ教室の連携体制の構築の強化
- ・教育委員会との連携により小学校に円滑に繋げるキャリア教育の推進

② 子どもの健やかな成長と小児医療の充実

- ・子どもの命を守るための関係者（支援者）研修の実施
- ・命の大切さや繋がりを学ぶため、命の授業の継続に加え、赤ちゃん面会日を実施
- ・予防接種（任意接種）費用の一部助成の検討

③ 親子で遊び学べる場の提供

- ・さわた子育て支援センターの移転改築
- ・子育てグループとの意見交換会の実施
- ・虫歯や肥満予防対策、地産地消を取り入れた食育事業の推進

④ 配慮を必要とする子ども・家庭への支援体制の充実

- ・外国にルーツのある子どもや保護者への支援（生活、学習等）策の検討

(2) 子育て世代への支援

① 安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備

- ・保育料・授業料2人目以降無償化事業の継続
- ・親支援事業（ベアトレ、NP）参加者のネットワーク構築と指導者育成
- ・母子家庭等自立支援給付金の継続
- ・ひとり親家庭の子どもたちに対する学習支援の実施

② 子育て支援に関する情報提供・相談体制の充実

- ・子育て支援センターでの専門職員配置による相談体制の充実
- ・子育て情報アプリ等、子育て支援情報の効果的発信に向けた検討

③ 地域における子育て支援サービスの充実

- ・トキの島 ファミリー・サポート・センター事業メニュー拡充の検討
- ・小学校6年生までが利用できる放課後児童クラブの確保と整備
- ・子育てエンジョイカードの普及啓発と有効活用の検討

④ 仕事と子育ての調和

- ・子育て応援企業の仕組み構築
- ・就業環境の改善にむけた働き方改革の推進

(3) 若者の社会参画の推進

① 居場所づくりと相談窓口の強化

- ・就労支援員の配置による体制強化
- ・市内各地への居場所設置（出前こわかフリースペース）の推進

② 地域との連携ネットワーク

- ・青少年健全育成活動の推進
- ・就労支援員の配置による農福連携等の一次産業の担い手育成

(4) 特別支援教育

① 各関係機関との連携

- ・関係機関と連携しながら、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切かつ必要な指導・支援体制の整備

② 個人に寄り添った指導・支援

- ・児童生徒の将来設計を見据えた教育を充実させるため、「合理的配慮（障がい者が必要とする支援）」に留意した一人一人の「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成と実践、評価、改善の取組を指導

◆目標		
項目	現状 (R1)	目標 (R7)
・「佐渡市小・中学校介助員配当基準」に基づく必要数に対する介助員の配置割合	77%	100%
・「個別の教育支援計画」を作成、活用している割合	100%	100%

第2章 安心して暮らせる社会

【基本構想】第1節 医療・介護・福祉と子育て・教育の環境整

【基本計画】第4項 生涯学び活躍できる環境づくり

◆現状と課題

人口減少や少子高齢化の進行等により地域コミュニティの衰退が懸念される中、また近年、情報化社会の進展、価値観や学習要望の多様化するなど、時代に即した学習機会を提供することが求められています。

楽しく生きがいを感じながら充実した時間を過ごせるよう、多様な学習機会の提供が重要になっています。

また、施設の老朽化が進んでいることから、施設の再配置を視野に入れ、計画的に施設の整備、維持補修を進める必要があります。

◆施策の方針

時代の変化や市民のニーズを踏まえ、多様な学習機会を提供し、学びを通じて活躍できる地域づくりを推進します。

市民がそれぞれの体力、技術、年齢、趣味などの目的に応じ、誰もが気軽に取り組めるような生涯スポーツの実現に向けて取り組みます。

◆施策の柱

(1) 地域資源を学ぶ機会の提供

① 地域資源の学習

- ・佐渡金銀山、佐渡ジオパーク、世界農業遺産など、佐渡市の特徴的な地域資源について学べる機会の提供
- ・市民の年代に適応した学習機会の提供

(2) 地域の文化財の保存活用

① 文化財保存活用計画の推進

- ・地域の文化財の保存、活用を促進するため「文化財保存活用計画」を作成し、滅失や散逸等の防止むけた体制づくりを推進

② 文化財公開施設の整備

- ・地域の文化財への認識を深めるための文化財公開施設の整備

③ 観光資源への活用

- ・地域の文化財等を観光資源としての活用

(3) 芸術文化、スポーツに親しむ機会の提供

① 芸術文化等のイベント推進

- ・市民が学んだ成果を発表できる場、機会の提供を図ります。
- ・大規模イベントや中小イベントに対応できるよう、目的に合った施設整備

② 芸術文化芸能資源の保存・継承

- ・指定された文化財のみならず、後世に誇れる芸能や神社仏閣などの資源について、関係団体と連携した保存継承

③ 生涯スポーツの振興

- ・それぞれの体力、技術、年齢、趣味など目的に応じた生涯スポーツ社会の振興

◆目標

項目	現状 (R1)	目標 (R7)
公民館講座等の参加者数		
佐渡市内の指定、登録文化財数		

第2章 安心して暮らせる社会

1節 医療・介護・福祉と子育て・教育の環境整備

5項 地域を担う人財づくり

◆現状と課題

○小中学校では、平成27年に策定した「佐渡市学校教育におけるキャリア教育グランドデザイン」に基づき、佐渡の自然・歴史・文化を体系化した「佐渡学」を中核とする郷土学習を、中学校では課題解決学習を取り入れた職場体験活動の充実に努めてきました。その結果、佐渡学についてはすべての小中学校で実施しています。課題解決型職場体験活動についても、令和元年度までに実施率が100%となりました。今後この活動を定着させるために、関係団体や企業等との一層の連携が必要です。

○社会に開かれた教育課程の実現のために、平成26年度から「新潟県学校・家庭・地域の連携促進事業（地域学校協働活動推進事業）」を、平成40年度からは「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」を学校に順次配置し、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく仕組みづくりを進めてきました。今後は、学校運営協議会制度と地域学校協働活動推進事業がそれぞれの特色を生かしながら、連携・協働していく必要があります。

○高校を卒業とともに多くの若者が島を離れる現状があることから、自然減と合わせて島の人口は毎年千人規模で減少し、地域の過疎化・空き家の増加・地域力の低下が進展しています。本市の魅力を高めるため、市内の観光資源、社会資源の効果的な情報発信を行うとともに子育てや教育環境のほか、安全安心なまちづくりについてもPRする必要があります。

グラフ

- ・島の人口推移状況グラフ
- ・空き家の増加状況グラフ など

※ 地域振興課で作成

◆施策の方針

将来地域の担い手となる人財づくりを目指して、郷土愛を軸にしたキャリア教育や、社会全体で未来を担う子どもたちの成長を支える学校運営協議会制度、地域学校協働活動を推進します。また、都市からの移住定住者も地域の担い手となりうることから、魅力のある教育環境が子育て世代のU・Iターンの誘引につながるよう、移住定住支援にハード・ソフトの両面で取り組みます。

※空家の記述を追加

◆施策の柱

(1) キャリア教育

- ① 「佐渡学」を中核とする郷土学習への取組支援
・佐渡の自然・歴史・文化への理解を深め、佐渡への愛着と誇りをもつ児童生徒の育成
- ② 中学校における職場体験活動の充実
・課題解決学習を取り入れた指導への支援と受け入れ企業の拡充
・高等学校への継続要請
- ③ 「佐渡市学校教育におけるキャリア教育グランドデザイン」の活用
・幼児教育から高等学校教育まで、発達段階に即した教育活動の支援

(2) 学校運営協議会制度と地域学校協働活動推進事業の一体的推進

- ① 学校と地域が連携・協働して子どもたちを育てる仕組みづくり
・全小中学校に学校運営協議会を設置
・地域学校協働活動推進事業における地域コーディネーターの活用
・放課後の子どもの居場所づくりとして、放課後子ども教室を小学校で推進

(3) 移住定住の促進

- ① 移住定住者に向けた魅力の発信
・効果的な宣伝活動、情報発信として若い世代を対象としたPRの強化
・首都圏での移住相談会やホームページ・SNS等を活用した情報発信
- ② 移住者へのサービス提供
・誘導、受入れ策として、実際に来た人が定住体験住宅を利用して地域の行事などに参加、交流し住んでみたくなるような支援
・定住体験後の支援策として、少ない経費ですぐに入居できる優良空き家の開拓
- ③ 移住相談窓口の充実
・移住に向けた個別の課題に対応するため、移住相談の総合窓口（佐渡UIターンサポートセンター）の充実
・住まい・仕事・暮らしなど移住に関する不安を解消するためのきめ細やかな支援

◆目標

項目	現状 (H30)	目標 (R●)
・課題解決型職場体験学習を実施している中学校	77% (10/13校)	100% (13/13校)
・学校運営協議会を設置し、地域学校協働活動を実施している学校	11% (1/35校)	100% (35/35校)
・地域コーディネーターを活用し、地域との連携・協働を図っている学校	77% (27/35校)	100% (35/35校)
・移住者数	58組/年	15組/年
・新規空き家情報登録数	68件/年	40件/年
・若者定住支援数	56人/年	80人/年

第2章 安心して暮らせる社会

【基本構想】第2節 災害に強い島づくり

【基本計画】第1項 防災・減災対策

◆現状と課題

気候変動に伴う自然災害の激甚化により、本市においても平成29年度には「50年に一度」と言われる豪雨災害や、異常寒波による水道管凍結により甚大な被害が発生しました。また、今年6月には、山形県沖を震源とする地震が発生しています。

災害が発生した場合、被害を最小限に止めるために、自助・共助を中心として市民、地域、行政が一体となって、地域防災力の向上に努める必要があります。

◆施策の方針

いつ発生するか予測不可能な災害に対し、日頃から災害対応能力を高めるため、防災教育の推進や地域防災力の向上に取り組みます。また、様々な訓練の実施や災害対応を定めた計画等の具体化を進め、市職員や地域の消防団員等の災害対応能力の向上を図ります。さらに、大規模災害が発生した際、市民が安全に避難できるよう、耐震化に向けたインフラ整備を国や県とともに進めます。

過去の災害事例

写真

◆施策の柱

(1) 地域防災力の向上

- ① 防災教育の推進
 - ・小中学生を対象とした防災教育の実施
- ② 防災意識の向上
 - ・定期的な地域単位の防災・減災説明会の実施
 - ・地域の避難経路や避難場所を記載した地区防災計画の作成
- ③ 応急手当の知識・普及啓発
 - ・小学生を対象とした救命入門講習をはじめ、時間が取れない方に対応した分割型の救命講習を実施。
 - ・応急手当普及員を育成するための講習を実施。
- ④ 自主防災組織力の向上
 - ・地域における助けあいを推進するため、さらなる自主防災組織の活動支援の実施
 - ・防災士など地域防災リーダーのスキルアップと地域の防災訓練への参加の促進

イラスト

(2) 災害対応体制の整備

- ① 職員の災害対応能力の向上
 - ・災害を想定した参集訓練や災害対応訓練などを実施
- ② 消防(水防)団員の確保と育成
 - ・地域の消防力を維持していくため、入団促進と団員が活動しやすい環境づくりによる継続的な消防団員の確保
 - ・団員の技術向上と士気を高めるため、消防学校などへの派遣や研修により団員の教育を実施。
- ③ 災害対策本部機能の強化
 - ・災害情報一元化システムの整備、運用により、住民への情報発信の迅速化と災害対策本部機能の拡充

(3) 関係機関との連携強化

- ① 国、県、近隣市町村との連携
 - ・総合防災訓練や情報伝達訓練などを通じた災害時の応援連絡体制の強化
- ② 民間企業との連携
 - ・民間事業者の機動力や調達力などの活用に向けた災害応援協定の締結を促進

(4) インフラ整備の推進

- ① 災害時における道路ネットワークの安全性・信頼性の確保
 - ・長寿命化修繕計画に沿った、既存施設(道路、橋梁等)の合理的かつ効果的な維持保全
- ② 緊急輸送ネットワークの整備
 - ・国及び県と協力し、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、輸送関連施設(道路、港湾、漁港、空港、臨時ヘリポート)、物資集積拠点等を結ぶ道路網の整備
 - ・防災拠点の整備等防災・減災対策の強化に必要な耐震強化岸壁等、基盤整備
- ③ 上下水道施設の強靱化
 - ・水道の基幹管路の耐震化、下水道の雨水渠の整備による浸水対策。

◆目標

項目	現状 (H30)	目標 (R●)
防災教育の実施回数		
地域防災マップを活用したワークショップの実施回数		
災害対応訓練の実施回数		

第3章 持続可能な循環型社会

【基本構想】第1節 産業の振興

【基本計画】第1項 持続可能な一次産業の展開

◆現状と課題

農業分野では、人口減少による消費の減退や食生活の変化により、米価の下落や青果物の価格の低迷が続く、農業者の所得確保は非常に厳しい状況にあります。また、消費者からは「安全・安心」な農産物を求められています。

このような状況のなか、農業従事者の高齢化や後継者不足が進んでおり、農業生産意欲の減退による地域の活力低下が懸念されています。

水産業分野においては、水産物の佐渡産の知名度は低く単価も安値で取引されているのが現状です。一部では神経締め等で付加価値をつけている漁業者もいるが、島内全体の取組みとしては確立されていません。

また、漁業についても深刻な担い手不足と高齢化により漁業者の減少は顕著です。漁船数の減少や漁獲量の減少から、漁港事業の補助要件を満たさない漁港も増えてきています。

◆施策の方針

- ・規模拡大による生産コストの低減や園芸作物等の導入による経営の複合化など収益性の高い農業経営の実現に取り組みます。また、安全・安心な農産物の提供とともに経営の品質を向上させ、持続可能な農業経営の確立を目指します。
- ・新たな担い手を確保・育成するとともに、組織化や法人化、また、企業の農業参入など多様な担い手の確保を目指します。また、水産業に特化した新規就業の促進を図り、新規就業者の確保に努めます。
- ・佐渡産ブランドの知名度の向上を図り、販路の拡大を目指します。

後日、農林水産を記述

グラフなど

- ・米の消費動向
- ・農業産出額の割合

活動の写真

- ・水管理センサー
- ・ホールクロックサイレージ
- ・柿ジョイント栽培

作成中

◆施策の柱

(1) 規模拡大・生産コストの低減

- ① 農地の集積・集約化
 - ・農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化
- ② 農業機械の大型化・ICT化
 - ・ICT技術等を活用したスマート農業の推進

(2) 経営の多角化・複合化

- ① 稲作と園芸の複合経営化
 - ・園地規模拡大への支援、園芸振興に資する資材費等への支援
 - ・園芸品目生産に関する新技術・新品種導入への支援
- ② 多品種栽培による作期の拡大
 - ・稲作の作期拡大による農業機械の有効活用、ニーズに即した多収性品種作付の促進
- ③ 水田フル活用の推進
 - ・大豆や飼料作物、新規需要米（米粉・飼料用米）生産の促進
- ④ GAP認証取得の促進
 - ・GAPの普及啓発、GAP認証取得後の支援

(3) 農林水産物の付加価値向上

- ① 耕畜連携の推進
 - ・土づくりからオール佐渡産の農産物生産
- ② 朱鷺と暮らす郷づくり認証制度
 - ・認証要件の随時見直しによるブランド力の維持
- ③ 鮮度管理を重視した水産物の付加価値の向上
 - ・神経締めによる付加価値の向上
 - ・流動水の積極的な活用による鮮度維持

(4) 多様な担い手の確保

- ① 組織化・法人化
 - ・集落営農組織や法人化による持続可能な営農体制の確立の推進
 - ・認定農業者等の法人化への支援
- ② 幅広い世代の担い手確保
 - ・佐渡UIターンサポートセンターとの連携による移住就農の促進、定年退職者等へのアプローチ
 - ・子どもたちへの農業に対する理解促進活動の推進
- ③ 異業種からの農業参入
 - ・建設業等の異業種からの農業参入の促進
- ④ 水産業における新規担い手確保にむけた取組み
 - ・佐渡UIターンサポートセンターとの連携、水産業雇用促進センター開設による新規就業者相談窓口の設置
 - ・里親漁家制度の促進
 - ・新たな新規就業者支援制度の構築

◆目標		
項目	現状 (R1)	目標 (R7)
主要農産物の販売額	●●百万円/年	●●百万円/年
耕地面積が15ha以上の農業経営体数	●●経営体	90 経営体
新規就農者数	●●経営体/年	10 経営体/年
後日、農林水産を記述		

第3章 持続可能な循環型社会

【基本構想】第1節 産業の振興

【基本計画】第2項 島内循環の強化

◆現状と課題

島内における農産物の受給調整や生産・流通・消費の仕組みが十分に構築されていないことから、島内で生産された農産物が十分に消費されないまま、島外から多くの農産物に移入されています。また、島内で生産が可能と思われる農産物についても、島外産が多くを占めています。

後日、農林水産を記述

◆施策の方針

同様な生産管理を行う経営体のネットワーク化、市場との契約取引や実需者との直接契約による出荷・販売等を進めるために、農産物などの需給のマッチングや流通を一体的に行う地域商社機能を拡充創出します。

後日、農林水産を記述

生産グラフなど

- ・直売所の売上高
- ・学校給食での佐渡産使用割合

活動の写真

- ・直売所風景
- ・地産地消フェスタ

作成中

◆施策の柱

(1) 地産地消の取り組み

- ① 野菜生産者のグループ化
 - ・グループ化による農産物の安定供給体制の確立と安定した品質の確保
- ② 学校給食での地場産野菜の消費拡大
 - ・需要に応じた栽培による地場産野菜の消費拡大の推進
- ③ 地消と地産の循環サイクルの構築
 - ・市民と生産者の相互理解の深化の促進
- ④ 栽培漁業の推進による地場産水産物の安定供給
 - ・栽培漁業による佐渡産銀鮭等の学校給食やホテル・旅館での消費拡大の推進
- ⑤ 佐渡産木材の島内利用拡大
 - ・森林環境譲与税等を活用した利用促進の推進

(2) 地域商社機能の充実創出

- ① 地消の充実と計画的な地産の拡大
 - ・市場需要に応じた計画栽培と契約栽培による安定取引の促進
- ② 島内流通体制の構築
 - ・農産物の需給のマッチングや流通を一体的に行う島内循環の仕組みづくり
- ③ 新商品の開発
 - ・加工品開発による農産物の通年販売の促進、新規作物栽培導入の検討

◆目標

項目	現状 (R1)	目標 (R7)
学校給食での佐渡産野菜使用率	●●%	30%
島内直売所売上金額	●●百万円/年	●●百万円/年

後日、農林水産を記述

第3章 持続可能な循環型社会

【基本構想】第1節 産業の振興

【基本計画】第3項 外貨獲得のための島外販売

◆現状と課題

輸送コスト低廉化事業の実施や蓄冷式冷蔵コンテナの導入により、離島のハンデ克服のための環境は整ったものの、戦略作物の生産拡大は進んでいません。果樹についても種類も豊富で、高品質であるものの、生産量が少ないため産地化やブランド化には十分とは言えない状況です。また、佐渡市は日本で始めて世界農業遺産に認定されたものの、経済面での活用が進んでいません。

後日、農林水産を記述

◆施策の方針

島外販路の確保によりアスパラガスなどの戦略製品の生産拡大を推進し、産地化を図ります。果樹については、市場での佐渡産品の価格上昇を目指すとともに、高価格帯販売が可能な新たなターゲットにアプローチする取組を進めます。また、加工品の開発などにより年間を通した佐渡産品の販売や生物多様性の取組を活用した高付加価値販売を目指します。

後日、農林水産を記述

グラフなど

・認証米販売量の推移

活動写真など

・アスパラガス
・アスパラガスジュース
・ジASMマーク（+棚田の風景）

作成中

◆施策の柱

(1) 高付加価値化の取り組み

- ① 佐渡米品質向上プロジェクト 90
・葉緑素計導入支援、色彩選別機導入支援、土づくり支援
- ② トキ自然共生ブランドの活用
・朱鷺と暮らす郷認証米の認知度向上、中部・関西圏での販路の開拓
- ③ 多様な販路の拡大
・ネット通信販売の活用、佐渡メシラン認定店舗の拡大
・希少園芸品目の高級スーパー等でのターゲット別販売、海外販路の開拓
・佐渡産スギ材の海上輸送費支援等を活用した島内移出量の拡大
- ④ 佐渡産品のブランディング
・佐渡産農産物のストーリーの発信、各種メディアでの露出度向上
・栽培漁業の推進における水産物の安定供給による佐渡フェアの開催

(2) 生物多様性佐渡戦略の推進

- ① 自然共生型生物多様性の販売戦略の推進
・生産と販売を緊密に連動させた販売
- ② 世界農業遺産の活用
・世界農業遺産の認知度向上、世界農業遺産の理念を具現化する認証制度の構築
・ジASMマークの全国周知による高付加価値化
・棚田の魅力発信

◆目標

項目	現状 (R1)	目標 (R7)
認証米取扱店舗数	●●店舗	●●店舗
戦略作物島外出荷量	32.2t/年	70t/年
ジASMマークの申請件数（産品の数）	11件	●●件

作成中

後日、農林水産を記述

第3章 持続可能な循環型社会

【基本構想】第1節 産業の振興

【基本計画】第4項 起業・第二創業の推進

◆現状と課題

少子高齢化や若者の流出等による人口減少の進展に伴い、税収の減や、市内総生産の低下などによる地域経済の低迷が懸念されています。また、地域経済規模の縮小による雇用の減少、これによる生産年齢人口の減少、合計特殊出生率の低下と負の連鎖を食い止めるため、異業種間の連携や新たな産業の創出、新事業展開や事業の拡大、商品の高付加価値化などを推進し、地域経済の活性化、さらに雇用の拡大を図り、持続可能な産業を目指していく必要があります。

◆施策の方針

市民の所得確保を図るため、農商工連携や6次産業化を推進します。
また、市内に元気な産業と安定した雇用を創出するため、若者等の起業、第二創業の推進及び市内における雇用の受け皿ととなっている企業の事業拡大を促進します。

グラフなど

活動の写真

◆施策の柱

(1) 農商工連携の推進

- ① 農商工連携、6次産業化による佐渡産品の付加価値の向上
 - ・生産・加工・販売までの一貫した体制整備の促進
 - ・トキとの自然共生や世界農業遺産等の活用

(2) 新たな産業の創出

- ① 起業・第二創業の推進による雇用の創出・確保
 - ・国県補助制度の活用や、商工会等との連携強化
 - ・民間団体との連携によるIT関連企業の誘致
- ② 市外企業向けのICTを活用したサテライト・オフィスの誘致
 - ・空き家を活用したサテライト・オフィスの誘致を検討

◆目標

項目	現状 (R1)	目標 (R7)
新規起業、第二創業及び企業誘致件数		
商店街等での新規開業者数		
新たに雇用を創出する農商工連携又は6次産業化を行う企業・団体数		

第3章 持続可能な循環型社会

【基本構想】第1節 産業の振興

【基本計画】第5項 経営の安定化に向けた支援

◆現状と課題

人口減少・少子高齢化、地域経済の低迷等の構造変化の中で、後継者不足等により、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等が困難な状況となっています。

また、経営者の高齢化や後継者不足による人材不足の中で生産性の向上が急務となっています。

◆施策の方針

人材育成と担い手確保及び販路拡大による地場産業の再生を目指します。

中小企業の経営者の高齢化による休廃業件数の減少のため、円滑な事業継承が行われるよう商工会等と連携して進めていきます。

第二創業や高付加価値化を支援し、安定的な雇用を確保することにより、事業の持続的な発展を目指します。

男女が共に仕事と子育てをしながら安心して生活できるようワーク・ライフ・バランスの普及を推進します。

グラフなど

活動写真
作成中

◆施策の柱

(1) 人材の確保・育成

- ① 地場産業再生に向けて、即戦力となる人材の育成・確保
・資質又は技術の向上を図るための研修会及び資格取得の支援
- ② 移住・定住の促進によるU・Iターン者の確保
・国県補助制度の活用や、UIサポートセンター等との連携強化
・一貫した子育て支援やUターン促進のための奨学金などによる定住促進
- ③ ワーク・ライフ・バランスの推進
・就労環境や働き方に関する周知・啓発活動の実施
・正規雇用の促進

(2) 中小企業経営の安定化

- ① 特産品の開発や見本市・商談会等への出展の促進
・市場開拓や販路拡大の支援
- ② 中小企業の経営改善・経営安定化に向けた取組
・新事業展開や高付加価値化の支援による雇用創出の促進
・制度融資や融資に対する負担の軽減

◆目標

項目	現状 (R1)	目標 (R7)
中小起業人材向上支援事業補助金を活用して資格等を取得した事業所数		
ものづくり支援センター相談件数		
制度融資件数		

作成中

第3章 持続可能な循環型社会

【基本構想】第1節 産業の振興

【基本計画】第6項 自然エネルギーの島構想の実現

◆現状と課題

本市は、ほとんどのエネルギー源を島外からの移入に頼っている。

電力系統は本土と接続していない独立電源系統であり、また本土に比べ発電所の規模が小さく使用する燃料が化石燃料(重油)に限られるなど、発電コストが構造的に高くならざるを得ない。このため、電力料金よりも発電コストの方が高く、CO2排出量が多いといった問題がある。

一方、2012年7月の固定価格買取制度(Feed-in Tariff:FIT)の導入以降、太陽光を中心に再生可能エネルギーの普及は急速に進んだが、再生可能エネルギーの利用拡大には、調整電源の確保とともに、余剰電力の貯蔵が課題となる。

このような中、平成30年11月には、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(再エネ海域利用法)」が成立、また新潟県にあっては、平成31年2月6日に「自然エネルギーの島構想」を公表した。

作成中

◆施策の方針

太陽光や風力等の再生可能エネルギーは、発電時にCO2を排出しない、重要な低炭素の地産エネルギー源である。

特に、洋上風力については、新潟県が平成28年度に実施した「新潟県沖洋上風力発電ポテンシャル調査」において、大佐渡地域の沖合等には、新潟県内使用電力量の4年分に相当する発電賦存量があると推計している。

平成31年2月6日に新潟県が公表した「自然エネルギーの島構想」は、ポテンシャルが大きい洋上風力発電の導入と、再生可能エネルギーの利用拡大を図るための水素サプライチェーンの構築等を掲げており、エネルギー転換・脱炭素化のみならず、地域のエネルギー収支を改善し、足腰の強い地域経済を構築するとともに、新たな雇用を創出し、災害時の強靱さ(レジリエンス)の向上にもつながる効果が期待される。

しかしながら、一方で、洋上風力発電事業は、長期間かつ大規模にわたる事業であるため、地域及び漁業等の海域の先行利用者との協調が重要となる。

よって、本市は、新潟県と連携の上、地域・利害関係者との協調のために必要な施策の推進に十分努めるとともに、「自然エネルギーの島構想」の実現に向けて積極的に取り組んでいく。



(出典:新潟県産業労働部産業振興課)

◆施策の柱

(1) 洋上風力発電の導入に向けた積極的な関与及び課題解決のための環境整備

- ① 新潟県洋上風力発電導入研究会への参画
洋上風力発電の導入の可能性や課題の整理、候補海域の選定
- ② 地域フォーラム等の開催
地域及び漁業等の海域の先行利用者に対する適切な情報提供
- ③ 地域部会等の開催
地域及び漁業等の海域の先行利用者との丁寧な協議

(2) 再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電の導入促進

- ① 法定協議会への参画
促進区域の指定、漁業・地域との協調の在り方等の協議
国による促進区域の指定、公募占用指針等への反映
- ② 事業者による地域説明会等の開催
国の公募に基づき選定された事業者による事業計画等の説明

(3) 水素サプライチェーンの構築

- ① 新潟県水素サプライチェーン構想策定委員会への参加
離島における水素サプライチェーンの検討
- ② 地域フォーラム等の開催
水素エネルギーの理解促進(水素の安全性や利用意義等)のための情報発信
- ③ 再生可能エネルギー由来水素の利用促進
公共施設への水素供給設備、公共車両の燃料電池自動車(FCEV)、小型燃料電池(FC)バスの率先導入、燃料電池(FC)フォークリフト、エネファームの導入支援
新潟県や東北電力等関連事業者との電力分野での利用に向けた検討

◆目標

項目	現状 (R1)	目標 (R7)
新潟県による地域部会の設定	-	R2
国・新潟県による法定協議会の設定	-	R3
国による促進区域の設定	-	R4
公共施設への水素供給設備導入	-	1箇所

作成中

第3章 持続可能な循環型社会

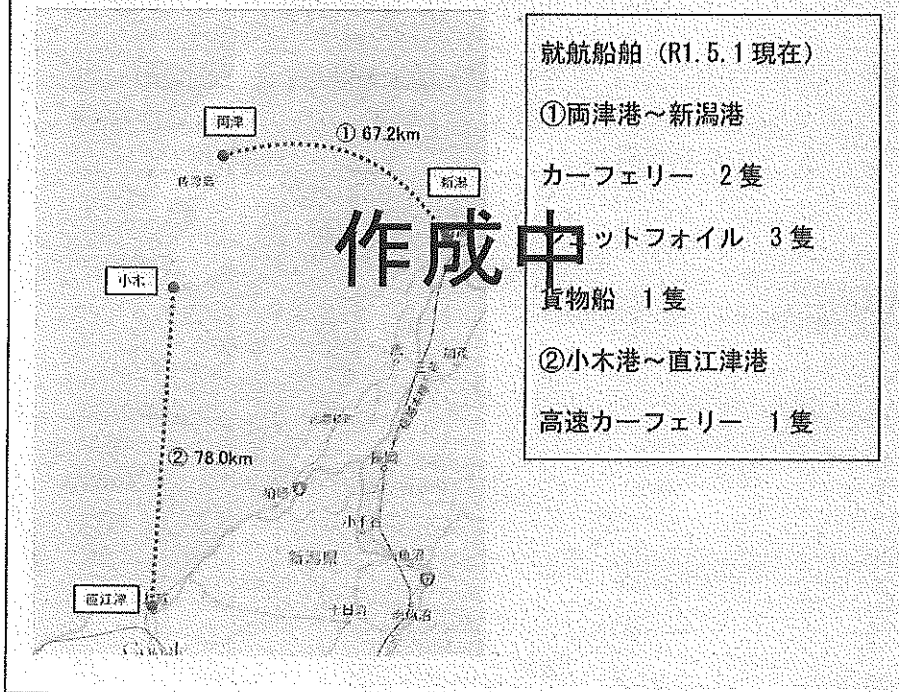
【基本構想】第3節 交通ネットワークの充実

【基本計画】第1項 佐渡航路の安定運航と利便性の向上

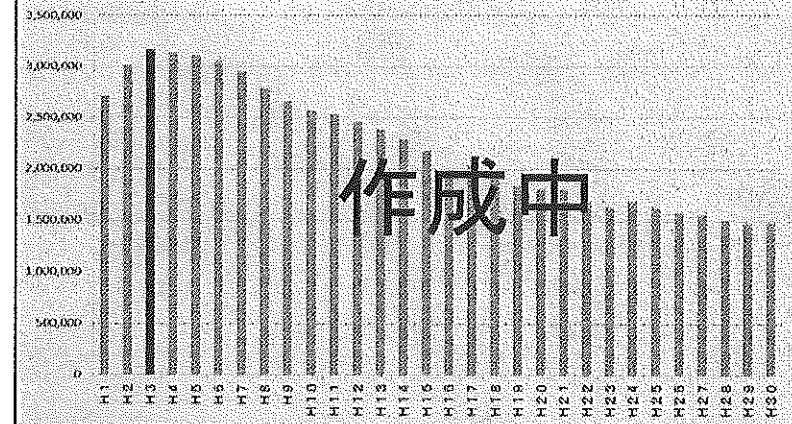
◆現状と課題

佐渡の振興を図るためには、本土と島を結ぶ航路の安定的な維持、航路利用の促進が不可欠であり、航路事業者の健全な経営の確保が重要である。

しかしながら、佐渡航路は輸送人員の減少、燃料高騰や船舶の老朽化などの課題から航路事業者の経営については厳しさが増している。



航路輸送人員



◆施策の方針

航路の諸課題については、国、県、関係市、関係者、航路事業者等が一体となって協議し、航路事業者の健全な経営を促すとともに、必要に応じて支援策についても措置する。

利便性の向上については、国や県の支援制度を活用した運賃低廉化を図るとともに、利用促進に繋がる多様な施策や環境整備を関係者が連携して実施する。

◆施策の柱

(1) 佐渡航路の安定運航

- ① 佐渡航路確保維持改善協議会での協議
 - ・佐渡航路の安定的な運航のために必要な諸課題の改善に向けた協議

② 航路利用促進の取組み

- ・車両航送割引などの運賃多様化の推進

(2) 佐渡航路の利便性の向上

- ・国の法制度による島民等運賃低廉化の実施

◆目標

項目	現状 (R1)	目標 (R10)
佐渡航路の輸送人員	作成中	
佐渡航路の自動車航送換算台数		

第3章 持続可能な循環型社会

【基本構想】第3節 交通ネットワークの充実

【基本計画】第2項 航空路の再開と佐渡空港拡張整備計画の推進

◆現状と課題

佐渡新潟間の航空路は、民間航空会社の撤退により平成26年4月から休止となっている。離島航空路については、更なる交流人口の拡大や自然災害など緊急事態の対応に資する役割を担うことから、新潟県、関係者等と連携しながら航空路の再開と佐渡空港の拡張整備に取り組む必要がある。

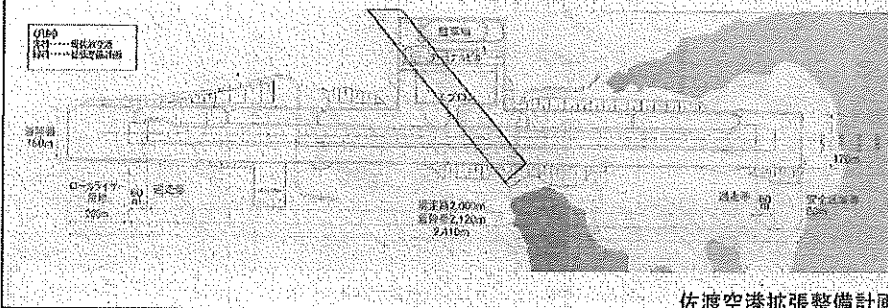
◆施策の方針

佐渡空港は県営空港であり、新潟県と共に佐渡新潟航空路の早期再開をめざし、佐渡空港で離発着可能な新型航空機による可能性について検討するとともに、首都圏等からの大型機が離発着可能となる佐渡空港2,000m拡張整備計画を推進する。



滑走路長 890mの現佐渡空港

滑走路長 1000m の天草空港（熊本）の
ATR42-600（48人乗り）



佐渡空港拡張整備計画

◆施策の柱

(1) 佐渡新潟航空路の再開

- ① 参入事業者の調査・交渉
 - ・休止している佐渡新潟航空路に対し、参入する事業者について県と共同した調査・交渉
- ② 新型航空機の可能性検討と定期便の再開
 - ・現佐渡空港で離着陸可能な新型航空機による佐渡新潟航空路再開検討委員会の立上げを県に要請し、具体策の提示を求める。

(2) 佐渡空港拡張整備計画の推進

- ① 佐渡空港拡張整備計画の機運醸成
 - ・空港、航空路に関する講演会の開催や空の日イベント等でのPR活動
 - ・県と一体となつての計画の再構築
- ② 未同意地権者からの同意取得
 - ・計画推進の大前提である地権者からの理解を得るため、粘り強く、戦略的に交渉を継続

◆目標

項目	現状（R1）	目標（R10）
算入事業者の調査・交渉	—	—
現空港で離発着可能な新型航空機の可能性検討	—	—
佐渡空港拡張整備計画の機運醸成	—	—

◆施策の柱

(1) 路線バスの確保・維持

- ① 路線バスの効率的な運行体制を整備
 - ・地域事情や利用状況に応じた路線網の検討と改善

- ② 利用促進の取組み

- ・多様な運賃割引サービスの実施

(2) 公共交通の脆弱な地域の解消

- ① 新たな地域内交通の確保

- ・乗合タクシー、スクールバス混乗、自家用有償旅客運送などの導入
- ・コミュニティ交通計画の構築と実施

(3) 公共交通のサービスの向上

- ① ICカード等の導入

- ・ストレスフリーな交通利用環境の実現

- ② インバウンド受入の環境整備

- ・乗降車場等の路線検索システムなど、情報技術を活用したスマート化の推進

◆目標		
項目	現状 (R1)	目標 (R10)
路線バス利用者数	作成中	
フリー乗車券の販売実績		
ICカード等の導入		
新たな地域内交通の確保		

第3章 持続可能な循環型社会

【基本構想】第3節 交通ネットワークの充実

【基本計画】第4項 道路施設の計画的な整備等

◆現状と課題

主要道路の内、新潟県の改良率は67%佐渡市においては53.5%と低く、市民生活に密着する市道においては、48.4%と更に低い状態となっている。

全国的に社会問題となっている道路インフラの老朽化対策においては、点検を実施した橋梁の約30パーセントが緊急または早期に修繕が必要とされ、今後、さらにインフラの老朽化が加速することから、より一層、効率的な維持管理、更新が必要になってくる。

◆施策の方針

安全かつ快適で、安心して暮らせることの出来る住環境を確保するため、道路施設の定期的な点検と計画的な維持管理・更新を行い、施設を健全な状態に保ち、安全に利用できるよう取り組みます。

主要道路は、国道350号線をはじめ、佐渡一周線、両津真野赤泊線などにより道路網を形成しているが、今後は国道350号線が、市街地と郊外部観光拠点を連絡する広域的な観光ネットワークの形成に、国、県、市、関係事業者等が一体となって促進します。

(単位：%)

地 域	道路改良率	道路舗装率
佐渡市	53.5	64.2
新潟県	67.0	80.5

新潟県「道路現況調書」(平成30年4月1日現在)

写真

◆施策の柱

(1) 道路交通のインフラ整備の促進

- ① より早く、より遠く、より楽で、確実な道路ネットワーク。
・狭隘道路などの解消等、安心・快適な道路空間の確保
- ② 長寿命修繕計画(道路・橋梁等)の推進
・従来の事後保全型管理から予防保全型管理へと転換を行い、合理的かつ効果的な維持管理

作成中

◆目標

項目	現状 (H30)	目標 (R●)
道路改良率	53.5%	%

第4章 行財政計画

第2節 行政改革の指針

■経過

本市は、平成16年3月に「究極の行財政改革」とも言われる10か市町村の新設合併を実現しましたが、合併により肥大化した組織・機構や公共施設の重複など、見直すべき大きな課題が浮き彫りとなりました。このため、平成18年3月に「佐渡市行政改革大綱」を策定し、効率的な行政運営と市民目線に立った公共サービスの提供を目的とし、行政改革への取組を始めました。

しかし、これらの課題解決には市民との合意形成が不可欠であり、膨大な時間と労力が必要となります。また、景気低迷等に伴う企業収益の悪化や人口減少に伴う税収の落ち込み、さらに、平成25年度で普通交付税の算定特例期間が終了したことにより、財政状況はますます厳しい局面を迎えることが明らかとなっています。加えて、地方自治体は新たな行政ニーズへの柔軟な対応と、地域の実情に沿った主体性のある行政組織への転換も求められています。

こうした厳しい情勢や、合併以来積み残された課題等に適切に対応していくためには、行政と市民との役割分担を的確に捉えながら、市民との協働(※)による行政改革を不断に実行していく必要があることから、平成25年度は「市民参画による行政経営の推進」を目的として、平成31年度までの「第2次佐渡市行政改革大綱」(以下「大綱」)を策定しました。

平成25年12月には、佐渡市将来ビジョンが本市の最上位計画と位置付けられたことから、大綱を佐渡市将来ビジョンにおける行政改革の指針として承継し、引き続き行政改革に取り組んでいるところです。

■基本方針

【行革】

行政改革については、第2次佐渡市将来ビジョンを具現化するため、既存事業・各種補助金並びに公共施設等の見直しを行うとともに、組織・機構の改編による簡素で効率的な行政の実現を図り、自律的な財政運営に導くことを基本方針とします。

このため、職員1人1人が、前例踏襲ではなく、常に現状に疑問を呈しながら不断に改善・改革の意識を持ち、「行政を経営する」という視点から、限られた財源と人員を真に必要なサービスへと重点化するよう、全庁を挙げて取り組むこととします。

◆取組内容

行政改革の実施計画である「行政改革実施プラン」(仮称)(※現在の「第3次集中改革プラン」の後継計画)への取り組みにより、財政計画に基づく「歳入の確保」「歳出の削減」「行政運営の見直し」の3つの視点において改革を図ります。

①歳入の確保

・収納対策の強化

文書、電話催告の実施、口座振替の促進、納税相談・夜間収納を継続し、収納率の維持・向上に努めます。

・受益者負担の適正化

利用上の不公平、格差が生じないように、公平性の確保を図りながら各種使用料・手数料の見直しや減免規定の見直しを行い、受益者負担の適正化に努めます。

・有料広告事業の取組

市のホームページや広報誌などを広告媒体として提供していますが、これ以外にも広告媒体とすることが可能か検討し、新たな財源確保を図ります。

②歳出の削減

・事務事業の再編・整理

事務事業や補助金の妥当性、有効性、費用対効果を検証し、外部評価(事業レビュー)を活用した再編を継続的にを行います。

・公共施設の統廃合

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の具体化・精緻化を図り、公共施設の維持・更新にかかる将来コストの負担軽減を図ります。

・特別会計(国保・介護・後期)の経営健全化

保健・医療・福祉・介護予防事業などと連携した健康づくり活動を推進し、医療費等の軽減に努めるとともに、収納率の向上による自主財源の確保に努め、一般会計からの繰入金金の抑制に努めます。

③行政運営(※①②とは異なる指標、評価方法の設定が必要)

・機動的な組織体制の確立

市民ニーズや新たな行政課題に対応するため、業務の内容や量に応じて常に組織を見直し、様々な行政課題に対しても迅速に対応できる組織体制を目指し組織再編を行います。

・定員管理と給与の適正化

職員数削減の数値目標を掲げた定員適正化の取組みにより、令和元年度4月1日現在の職員数1,148人から、令和〇年4月1日までに●●人を削減し、職員数を◎●人とします。また、人事考課制度による給与の適正化に努めます。

・経営資源の有効活用

未利用市有地の処分、遊休施設の利用目的の転換や処分を進めるとともに、業務委託の積極的な活用のため、事業のあり方を抜本的に見直し、民間活力の増進と行政のスリム化を図るため、積極的に民間委託を進めます。